

入札説明書

宮崎県が実施する「県内事業者緊急支援金」支給事務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記13に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和4年2月21日

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 「県内事業者緊急支援金」支給事務に係る労働者派遣業務
- (2) 内容等 仕様書による。
- (3) 契約期間 この競争入札に係る契約締結の日から令和4年6月10日まで
- (4) 入札方法

(1)の労働者派遣業務について入札を実施する。

入札金額は、「県内事業者緊急支援金」支給業務に係る労働者派遣業務までに係る一切の費用を記載するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
 - ウ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の業務実績を有する者。
 - エ 宮崎県競争入札資格者名簿に登録されている者。
 - オ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
 - カ この公告の日から開札日までに、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加停止の措置を受けていない者。
 - キ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
 - ク 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業の許可を受けている事業者であること。

(2) 書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前結果の通知について

ア 提出書類

入札参加資格確認申請書(別紙様式1) 1部

労働者派遣業務の提供等の体制(任意様式) 1部

イ 提出場所

宮崎県商工観光労働部 商工政策課 商工団体担当
郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話番号 0985-26-7098

ウ 提出期限

令和4年3月10日(木)

エ 提出方法

持参又は送付(郵便にあつては、書留郵便に限る。)

オ 事前審査の実施

入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行った上、提出書類の修正を求める場合がある。

カ 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準を満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。この通知は審査終了後、入札日までの間に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県商工観光労働部 商工政策課 商工団体担当
郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話番号 0985-26-7098

(2) 期間 令和4年2月21日(月)から令和4年3月17日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県商工観光労働部 商工政策課 商工団体担当
(2) 期間 令和4年2月21日(月)から令和4年3月17日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、入札質問書(別紙様式4)を次により提出するものとする。

ア 提出期間

令和4年2月21日(月)から令和4年3月8日(火)午後5時まで

イ 提出先

宮崎県商工観光労働部 商工政策課 商工団体担当

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者、全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メールまたはホームページで通知する。

イ 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質

問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札と開札

(1) 入札と開札の場所及び日時

ア 場所 宮崎県庁 8号館 4階 第2会議室

イ 日時 令和4年3月17日(木) 午前10時

- (2) 入札に参加する者は、入札方法による入札書（別紙様式2）に積算内訳を添付し持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式3）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

9 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。また、初度の入札と同様に積算内訳も添付すること。
- (4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履

行しないこととなるおそれがないと認められるとき。(過去2箇年の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。)

11 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

13 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県商工観光労働部 商工政策課 商工団体担当
郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話番号 0985-26-7098
E-mail:shokoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

14 その他

本業務は、予算繰越に係る県議会の議決及び国の繰越承認を条件に、4月1日以降に契約を締結するものとする。この条件が満たない場合には、入札に係る一切についていかなる効力も発生しない。

なお、この場合においても、入札書の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。